

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成27年6月11日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正請求を却下としたもの 1件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1500074 号

厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1500013 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 19 年 8 月 6 日の標準賞与額を 20 万円に、平成 19 年 12 月 14 日の標準賞与額を 30 万円に訂正することが必要である。

平成 19 年 8 月 6 日の標準賞与額及び平成 19 年 12 月 14 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 19 年 8 月 6 日及び平成 19 年 12 月 14 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 49 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 19 年 8 月

② 平成 19 年 12 月

A 社に勤務していた平成 19 年 8 月及び同年 12 月に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、請求期間の標準賞与額の記録が無い。調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

事業主から提出された平成 19 年分所得税源泉徴収簿により、請求者は平成 19 年 8 月において、標準賞与額 20 万円に基づく厚生年金保険料を、平成 19 年 12 月 14 において、標準賞与額 30 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 19 年 8 月 6 日及び平成 19 年 12 月 14 日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成 19 年 8 月 6 日及び平成 19 年 12 月 14 日に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1500002 号

厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（国）第 1500002 号

第 1 結論

本件訂正請求を却下する。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 23 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 51 年 4 月から同年 6 月まで

私は、昭和 51 年 4 月に、請求期間の国民年金保険料を銀行で納付した領収証書を所持している。年金事務所の説明では、私の当該期間は厚生年金保険の被保険者期間であったため、当該期間の国民年金保険料は過誤納付として、昭和 53 年 2 月 25 日に還付されているが、還付手続に関する通知方法、申請書類及び還付方法については不明であるとのことであった。私は、請求期間の国民年金保険料の還付請求手続を行っておらず、還付金も受け取っていないので、当該保険料を還付してほしい。

第 3 判断の理由

国民年金法（以下「法」という。）は、国民年金原簿に記録された自己に係る特定国民年金原簿記録（被保険者の資格の取得及び喪失、種別の変更、保険料の納付状況その他厚生労働省令で定める事項の内容をいう。）が事実でない、又は国民年金原簿に自己に係る特定国民年金原簿記録が記録されていないと思料するときは、国民年金原簿の訂正の請求をすることができると規定されている（法第 14 条の 2 第 1 項）。

特定国民年金原簿記録として厚生労働省令で定める事項については、被保険者の給付に関する事項及び納付保険料の免除に関する事項と規定されている（国民年金法施行規則第 15 条の 2）。

請求者は、本件訂正請求により、過誤納付した請求期間の国民年金保険料の還付を求めているところ、訂正請求の内容となった国民年金保険料の還付に係る事項は特定国民年金原簿記録の対象に含まれておらず、請求者は訂正請求をすることができない記録の訂正を求めている。

よって、本件訂正請求は法第 14 条の 2 第 1 項に規定する請求要件を満たしていないことから、不適法な請求であり、却下することが妥当である。